

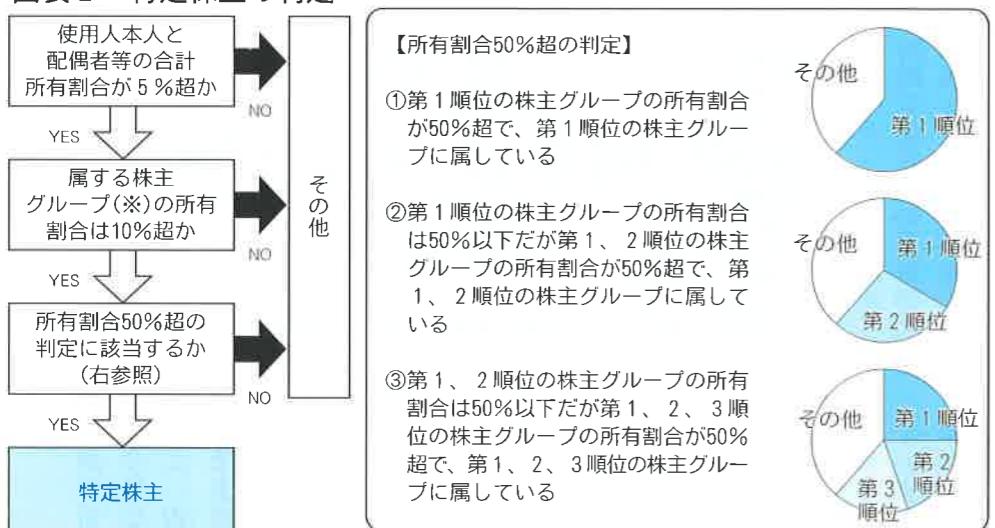
役員の定義と役員給与



“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 满広

図表2 特定株主の判定



*株主グループは、使用者本人の親族等や親族等が支配している会社など特殊な関係にある個人や法人を含めて判定します
*株主の上位3グループの所有割合が50%超となる会社を「同族会社」といいます

図表3 定期同額給与のイメージ（3月決算法人の場合）

(1) 4月から毎月同額を支給するケース



(2) 株主総会で7月から増額した後、業績悪化で1月から減額するケース



ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットー
に、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。

日本実業出版社発行『企業実務』
2018年10月号より転載。
記事内容は、2019年4月1日
時点での法令に基づき、校閲をしておりま

役員とは、法人から委任を受けて経営を行なう人のことをいいます（一方で法人に雇用されて業務に従事する人を「使用者」といいます）。法人税法の役員には、株式会社等の「取締役、執行役、会計参与、監査役」や一般社団法人等の「理事、監事」、解散した法人の清算手続きを行なう「清算人」のほか、法人の経営に従事している一定の人も含まれます（「みなし役員」といいます）。

図表1 参照）

「使用者以外の者」とは、取締役等には就いていないが使用者でもない人のことで、相談役や顧問、総裁や組合長等が該当します。ただし営業所長や工場長、支店長や支配人、主任といった単なる組織上の役職や地位だけしか持たない人は「使用者以外の者」に含まれません（「使用者」となります）。「特定株主」とは、使用者のうち一定の株

除した手取額が同額である場合も含む）であるものをいいます。ただし、事業年度内に給与額を改定した場合でも、次の場合は定期同額給与に準ずるものとして取り扱います（図表3参照）。

・期首から3月以内に定期株主総会を開催して4月目から支給額を改定する場合等の「通常改定」

・事前確定届出給与とは、支給する時期や金額を事前に決めて、その決定する場合等の「通常改定」

・代表取締役の急逝によりやむを得ず他の役員が代表取締役に昇格して改定する場合等の「臨時改定」

・経営が著しく悪化して役員給与を減額せざるを得ない場合等の「業績悪化改定」

奥様の仕事が現金管理や会計記帳として会社で働いているケースで考えてみましょう。オーナー社長の奥様が経理担当といつた簡単な業務だけであれば、「経営に従事している」とはいえないのでは「みなし役員」とはなりません。一方で、自ら銀行と交渉して融資の条件を決めるような重要な意思

（1）役員給与の損金算入（退職給与を除きます）

法人が役員に支給する給与を「役員給与（賞与や退職金を含む）」とします。「役員給与」の取扱いは以下のようになります。

（2）事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、支給する場合に損金となります。

（3）定期同額給与

定期同額給与とは、給与を支給するタイミングが「月払い」や「週払い」のようになります。一方で、自ら銀行と交渉して融資の条件を決めるような重要な意思

（1）定期同額給与

定期同額給与とは、給与を支給するタイミングが「月払い」や「週払い」のようになります。一方で、自ら銀行と交渉して融資の条件を決めるような重要な意思

（2）役員給与の損金算入（退職給与を除きます）

法人が役員に支給する給与を「役員給与（賞与や退職金を含む）」とします。「役員給与」の取扱いは以下のようになります。

（3）定期同額給与

定期同額給与とは、給与を支給するタイミングが「月払い」や「週払い」のようになります。一方で、自ら銀行と交渉して融資の条件を決めるような重要な意思

図表1 役員の範囲

